**平成２４年（フ）第４６３８号**
大阪市平野区加美北１丁目19番９号　井上マンション311
債務者　池田　裕幸
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４６４８号**
大阪府交野市倉治３丁目39番２―102号
債務者　長谷　直哉
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７０４号**
大阪府東大阪市東石切町２丁目７番30号
債務者　フルカワ電器店こと　古川　　務
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７２３号**
大阪市城東区中央１丁目１番22号　エスコーポ城東203
債務者　比嘉　祐樹
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９０５号**
大阪府枚方市招提大谷２丁目20番６号
債務者　中山　正隆
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１０６号**
大阪市浪速区塩草３丁目２番５号　湯浅マンション303号
債務者　沖谷　貴大
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１３９号**
大阪府豊中市西泉丘２丁目2469番地　103号
債務者　竹田　華代
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１６０号**
大阪市平野区加美東６丁目10番31号　宮田ハイツ501号
債務者　澤　　美鈴
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１８６号**
大阪市阿倍野区阪南町１丁目46番22号　昭和町ホワイトハイツ205号
債務者　髙橋　俊隆
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２３２号**
大阪府枚方市西牧野２丁目６番15―11号
債務者　高橋　直彦
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２３４号**
大阪府吹田市岸部中３丁目11番１号
債務者　隅田　秋義
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２３５号**
大阪府八尾市福万寺町南２丁目９番地の28
債務者　細見眞由美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２３６号**
大阪府高槻市城北町１丁目11番33号
債務者　林　　洋行
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２３８号**
大阪市西淀川区福町２丁目２番28号ピュアライフ福町408号室
債務者　内田理惠子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２３９号**
大阪市平野区加美東７丁目２番５―404号
債務者　槇森　靖敬
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５５号**
兵庫県姫路市飾磨区大浜５番地、従前の住所神奈川県相模原市中央区矢部１丁目12番22号203
債務者　三浦　久弥
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第４２９号**
兵庫県姫路市飾磨区細江962番地、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区細江960番地１
債務者　海野ひろし
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第４３６号**
兵庫県相生市竜泉町124番地の23、従前の住所兵庫県相生市山手２丁目103番地
債務者　松岡加代子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部